

肩帆かたほを持っていた。これらは、波浪の高い小田原沖・遠海の漁猟に応じて、「ヤンノー」船では、ウネリの大きいところでも舵が利くよう、とくに舵を長くし、「ズンドー」船では、ミヨシを高く造っていた。しかし、小田原海岸は、浪高く、船溜りもない砂浜への漁船の日々の揚げ卸しには、漁師は寒中でも裸にならねばならぬほどの難業だったという。古新宿では、台風時には、船を浜から新宿の大路まで揚げるほどで、荒天で着岸できず、獲った鮪を三崎港などに陸揚げすることもしばしばであった（前掲『専漁の村』及び内海延夫編『鮪漁業の六十年—奥津政五郎の航跡』）。

この小田原の鮪漁業は、明治の初めころまでこの地漁業の中心をなしていた沖ギスの旅漁から発展したものとされる。小田原沖は、海底が急に四〇〇尋ほどの深さにまで深くなり、浜から近いところで、沖ギスのほか、ムツ・アコウ・クロ（オオツシ・アブラウオ）などの深海魚がとれる。この沖ギスを原料として、蒲鉾かまぼこ製造が発展し、それがまた、沖ギス漁の範囲を次第に遠くに拡大し、鮪漁への転向を容易にしたといわれる（前掲『鮪漁業の六十年』）。そのため、小田原の万年町・古新宿・千度小路等の漁師は、上・中層の回游魚である鮪漁となっても、引き続き、キス漁に用いられたタテ繩（一人一本の糸に五〇本ほどの釣針をつけ、一鉢一〇〇—二〇〇尋のものを一艘一五—二〇鉢つなぎ、全長二三〇〇—三〇〇〇メートルになるといふ）の曳き釣りが固守された。この点で普通の延繩が用いられた小田原周辺真鶴・酒匂・網一色村とは漁具・漁法を異にしている。タテ繩の曳き釣りは、漁師一人ごとが熟練であれば延繩より多くの漁獲が可能となる。したがって、沖ギス漁の経験を持ち、漁業專業の小田原の漁師によってはじめてなしうることであった。また、このタテ繩を使用するときは、天候急変に際し、すぐ避難できる利点があった。しかし、これを操るのは、寒中晒木綿の肌襦袢じゅばん一枚でも汗が流れたというほどの重労働であった（前掲『鮪漁業の六十年』）。小田原には、以上の地元漁民による漁獲物のほか、近在の漁村—東の山王原・酒匂村・西の早川・石橋・米神・根府川・江ノ浦・岩・真鶴・福浦の各村からの漁獲物が集められた。それらは、鉄道開通によって一部はそのまま主に横浜・東京へ送

表2-33 小田原における水産加工品と魚類の製造・漁獲期（1898年）

製造期	製 品 名	漁 獲 期	魚名
1-4月	蒲鉾, ちくわ, はんぺん	夏-冬	鮫
5, 6月	運魚のすきみ, 鱈・小鯖の塩物, 蒲鉾(少量)	3月20日-5月10日	鰯
7-9月	主に鯉節, 鮪節	6-9月	鯉
9-11月	ムロ鱈・小鱈の乾物, ソーダ鯉の塩物, 龜節	5-10月	鱈
11, 12月	主に塩辛, 蒲鉾	2-11月	鮪
		秋-翌7月	鯖

注 『資料編』17 近代・現代(7) 553ページより作成

られ、一部は、当地で、鯉節（および鮪節）・塩辛・蒲鉾・ちくわ・はんぺん・乾物・塩物等に加工された上、やはり、東京・横浜さらには八王子・甲府・信州方面へ移出された。なお、上記の水産加工物は、おおむね、前述した同地での漁獲季節にあわせ、随時製造されていた（表一三三）。また、小田原に集荷された鮮魚と水産加工品とは、荷造りされ、特約した荷馬車で国府津に運ばれ、そこで汽車に搭載され横浜・東京へ送られた。やや後年のことになるが、一八九八（明治三十一）年においては、午後九時三十分国府津発の貨物列車一台（一〇〇〇貫積載可能）を金八円で特約し、京浜へ送った（大漁の際はさらに一列車を借受ける）。このばあい、活発な産地にふさわしく、とくに鮮魚については、問屋・仲買人は、京浜と日々数回電報を往復し、さらに沼津・房州・三崎の漁獲いかんを見た上で買い入れ、輸送するなど、機敏な商取引がなされていた（『資料編』17 近代・現代(7) 553）。

さて、その漁獲物をほとんど小田原へ販売する同地西方の漁村は、いずれも半農半漁（米神・江ノ浦・岩村などは採石兼漁業）の村であり、地先での定置網漁業（根拵網）を特色とする。真鶴・福岡村の主張によれば、この地域の漁場は、もともと、地元の村がもっぱら占有利用する地付の海面と、近隣数か村が入会利用する「沖」と、相豆房総諸国漁民が入会利用する「灘」とに分かれていた。ところが明治二年（一八六九）二月、小田原藩から「御一新に付村々の分内を見通し漁業勝手仕つるべき」旨仰せ渡され、地元村による地先海面占有利用が認められ、上記海面への真鶴・福岡村の入会利用など「沖」の入会利用が否定されるにいた

ったという。しかし、岩村のいうところでは、元来、海岸より三六間まではその村の地付海面で、その余は相豆腐繪諸国の入会場で、「沖」・「灘」の区別はないとする。また、地元村による地付海面利用は、難船・流物などの救助を受け持つ地元村への「御仁恵」として認められたものといっている。いずれにせよ、一八七五（明治八）年の政府による海面官有宣言以前に、小田原藩による地付海面は地元村利用との申渡しを機に、入会争論が起き、後年にまで続いている。すなわち、真鶴村は、後述のように根拵網張立ての創始村であり、また、従来から石橋村字仏石から伊豆山芦川下までの海面一帯を漁場としてきたと主張し、一方明治二年小田原藩申渡しに力を得た江ノ浦・根府川・米神・石橋・岩村は、新たに自らの地先海面への根拵網張立てを企画し、対立を激化させたのである。この争論の基底にあるのは、各村における根拵網の張立ての盛行であった。根拵網は、吉浜村の同村地先海面における根拵網を例にとれば、縦七〇〇間、横一七〇間、反別三九町六反余にわたって三月から八月の間設けられる大規模な建網で、これに数隻の漁船で、回遊してくる魚群（主に鮪）を追い込み捕獲する。神奈川県明治十二年甲第三号達「捕魚採藻営業税則」も、同網に対しては、「其事業広大ニシテ、且数日間張網シテ大ニ他ノ漁業ヲ障碍スルモノナレハ、第一条ノ外（漁夫乗組人数に応じ六等に分け、漁船に営業税を賦課する。その一等は一〇人乗以上で年税二円）更ニ左ノ通税納可致事」として一か所一季三〇〇円という多額の税を課している。この地域での根拵網張立ては、比較的新しく真鶴村がその創始である。

明治五年の訴状における岩村の言い分では、加賀の高田屋治助という者が、伊豆山般若院地先海面へ張立てたのが最初であって、それを真鶴村五味台右衛門が学び、同村へ張立て、その後ほかの村でも張立てるようになったので、真鶴村の創始ではないという。しかし、この地域での最初の根拵網張立てが、文政七年（一八二四）真鶴村五味台右衛門による同村字古網での設置であり、後に天保年間「村役人共同張」として真鶴村が最も早くからこれを行ってきたことは争いがたい事実である。真鶴

村は、これを早川村字仏石から、伊豆山浦までの地先海面で、張立ての場所を転々と変えつつ、明治期にいたっていた。しかし、前述明治二年（一八六九）二月の海岸附村々一〇か村に対する小田原藩申渡しによって、明治二年には、「隣村岩村字大根崎へ旧来大網張立方の儀は多年の成功を以開業罷在候肝要の場所」であったのが、操業不可能になった。また、このとき福浦村も、吉浜村に使用金を支払い「吉浜村地先海面へ大網張立」てていたのが、以後設置不可能となった。<sup>(4)</sup>このように、明治期に入ると根拵網漁を早くから行っていた村々の他村地先での設置が不可能となり、代わって、岩村・吉浜村などで自村地先での根拵網設置が新たに行われるようになる。岩村では、新たに自村字大根崎の「大網場所」に自村の根拵網を設け、明治五年真鶴村はこれを自村網場に差障りがあるとしてその移転を求めたが、岩村は、「別段に妨候程の場所にはこれ無く」とこれを拒み、県も岩村を支持したので、一八七三（明治六）年十一月には真鶴村も「岩村大根崎大網張立方御廃止願ひ奉り候儀は私共心得違にて各村おゐて張立候とも致し方御座なく」と、地元村での大網張立てを認めるにいたった（注<sup>(4)</sup>に同じ）。また、吉浜村では、一八七六年にいたって、自村地先海面に、根拵網張立てを開始し、以後、隣村福浦・門川村漁師総代人の承諾を得て、五年目ごとに根拵網営業願を県に提出し、認可を得て、三十年代以降もこれを継続している。こうして、明治以降、従来広く漁業を行っていた真鶴・福浦村の入会漁場を圧縮しつつ、これまで「農業或は山稼等にて新漁は相成らず」とされていた他の海岸附村々で、新たな根拵網設置による漁業への積極的進出が始まったのである。前述岩村の字大根崎での根拵網張立てに真鶴村が異論を唱えたとき、岩村は、もしこの網場を移転させると、「隣村江之浦を始め、先々順々に大網場所替いたさず候ては、相成らず」といっている。これまで根拵網を設けなかった地先村々があいついで地先にこれを張立てるにいたると、その場所は、たとえ自村地先であっても、魚の回游をめぐって隣村のそれと相互に密接に関わりをもつことになり、一村で勝手に場所を移動させるわけにはいかないようになった。そして、旧来の真鶴・福浦村の広汎な入会漁業は駆逐されていった。それまでの真

表2-34 1876(明治9) - 1878年の足柄下郡吉浜村の職業構成

地租五円以上納入者	廻船所有者*	3人
	質商	2
	小間物・菓子・古着古道具商・染屋	9
	その他商	1
	地引網所有者	1
	兼業なし	12
小計		28
無所有者 地租五円以下および	漁業者(漁船所有者)	14
	地引網所有者	2
	小計	16
	質・菓子小間物・ソバ商	12
髪結 <small>はたご</small>	1	
旅籠・船宿	9	
小計	22	
合計		66

注1 \*廻船は  
 神明丸 357石 乗組7人  
 太福丸 554石 " 7人  
 不動丸 100石 " 3人  
 2 1876年2月「書上控」、1878年7月ヨリ至12月「諸願伺届控繰込」足柄下郡吉浜村(湯河原町役場蔵)より作成。

ろし」いため現在では休業し、明治四年(一八七二)で七〇〇〇—八〇〇〇両の漁獲高をあげており、また真鶴村では、石高は岩村と同じだが、さらに岩村の畑高二〇石ほど支配し、石切職六三人、廻船水主一〇〇人余(いずれも家族を含まず)、外に廻船持・商人も多く、漁職の者の割合はさほど大きくはない。難波の度は他村も同様だといっているが(注②に同じ)、確かに他の海岸附村々でも生活の窮乏が、自村地先での根柢網設置へと狩り立てたのであった。この時期の吉浜村の職業構成をみると(表二三四)、村全体としては半農半漁といえるが、内部では、自作農または地主で、その半ばは廻船業・諸商業を兼ねる層と、諸商・旅宿を営み土地をほとんどあるいは全く所有しない層と、漁業者とに截然と分かれている(なお、表には廻船に乗り組んでいる沖船頭・水主は脱落している)。そして、ほとんどの漁業者は農業を兼ねず(兼ねても零細な小作程度である)、主に根附の漁業に専念している。ここでは、根柢網設置以前は、地引網以外の網漁は全くなされてはいない。一方、この村で最も富裕な家は、

鶴村は「沖の釣漁をば致し申さず、根付の漁業廻り」だけで、しかも「海岸根付の漁場とても当村(岩村)の五増倍」はあるといわれていたが、これによって、遠海の鮪延縄漁への進出を余儀なくされていく。岩村側の言い分によると、この頃の真鶴・福浦村は、他の海岸附村々に比し、漁職の者多く、ために入会漁場の減少によって生活が窮迫したというが、福浦村では、寛永ころから宮んで来た石切職を、「漁業都合よ

表2-35 1876(明治9)年現在神奈川県  
塩田反別

地 区	竈数	反 別
久良岐郡	洲崎村 70	町 3.9327
	寺前村 12	1.2112
	町屋村 21	1.4915
	泥龜新田 4	5.2813
	三分村 74	7.8603
	平沼新田 3	3.7602
小計	184	23.5512
橘樹郡	大師河原村 15	22.0225
	池上新田 2	3.8317
	潮田村 1	1.3001
	小計	18
三浦郡	林村 5	2.1503
	浦郷村 5	0.8128
	逗子村 1	0.1120
	小計	11
県合計	213	55.5201

注 明治11年5月『神奈川県治一覽表』、なお「明治14年神奈川県統計表」も同一数値。

かなりの土地を持ち、漁業には直接関与せず、漁獲物の小田原への廻送をする廻船を所有・営業し、流通面から同村の漁業を支配している。そして、同村の根拵網設置は、これら富裕層がそれに要する多額の資本を抛出することによって行われたと思われる。こうして、以後東海道線開通によるこの地域漁業の発展は、漁民一般というよりは、これら廻船業者の繁栄をもたらしたと考えられる。

### 塩田の存続

近世に江戸地廻り塩業として形成された神奈川県の入り浜式塩田は、ほぼそのままの形で明治期にひきつがれた(表二一三五)。塩田は全体として五五町余にすぎないが、一八八七(明治二十)年ころまでは変わらず、以後もごくわずかずつ減少して、一九一〇(明治四十三)年、専売局の第一次塩業整備によって悉皆廃止される時に、まだ三七町余の存在がみられた(表二一三六)。塩の産額も、一八八四、五年、紙幣整理政策による不況が極限に達したとき激減したが、また回復し、一八九六(明治二十九)年からは塩価上昇によって、価額ではかえって増収となった。これらの塩田は、小規模で、明治期における産塩の生産費も金沢(泥龜新田・平沼新田・洲崎など)で、塩一〇〇斤につき一円六五銭で、坂出・赤穂・撫養・三田尻など十州塩の五三―六六銭と対比すると格段に高い(小沢利雄「東京湾沿岸の旧塩田と土地造成について」『日本塩業の研究』第八集 日本塩業研究会)。にもかかわらず、明治末まで神奈川県で製塩が行われていたの

表2-36 神奈川県塩田反別・塩産額の変遷(1876—1910年)

年代	反別	産額	価額
	町	石	円
1876(81)	55.5		
1882	52.3	9,484	12,680
1883	52.3	11,313	14,446
1884	52.3	8,960	9,811
1885	52.4	5,902	5,760
1886	55.5	12,268	11,250
1887	55.5	12,273	12,138
1890	47.1	10,766	10,859
1892	50.4	9,620	12,876
1894	49.5	9,793	11,770
1896	51.0	10,260	24,705
1898	49.6	8,736	20,770
1900	48.6	9,713	28,080
1902	48.3	9,206	26,776
1904	41.6	8,156	28,776
1910	37.1	(2,889)	

注 『神奈川県統計書』より作成。1910(明治43)年は専売局「製塩地整理事蹟報告」により、塩1石=約10kgとして換算。

性格が、塩の市況にかかわらず、長くこれら塩田を存続させていたのであろう。

- 注
- (1) 一八八三年十月十一日「歎願書」城ヶ島村漁夫総代、および三崎町漁夫総代の各通 三浦市役所蔵。
  - (2) 明治五年十月「相模国足柄下郡真鶴村福岡村両村江相掛り候海面入会漁業出入追願書」岩村 湯河原役場蔵。
  - (3) 神奈川県教育委員会「相模湾漁撈習俗調査報告書」(一九七〇年) 小田原市米神・江の浦の部、真鶴町真鶴の部。
  - (4) 一八七三年十一月「乍恐以書付奉歎願候」真鶴・福浦村小前惣代 湯河原町役場蔵。

は、十州塩の東京への輸送費・輸送の際の目減りを加えると、両者の格差は著しく縮まるからである。とくに神奈川県塩田には、すぐ近くに横浜や三崎などの漁村という塩需要地が控えていたので、輸送費は無視することができると。これらの塩田の多くは、新田とともに内湾あるいは入江に開発され、新田を波浪から守る役割を果たすとともに、ここからの収入は、地先海面での海苔養殖などとともに、関係農家の農業収入の補いとなっていた。このような

## 第二節 在来工業の展開

### 一 農村工業と都市雑工業の勃興

**明治前期の  
県内加工工業** 明治初期の各種の物産統計によれば、現県域に属する旧相模国全域と旧武蔵国三郡（橘樹・都筑・久良岐）は、もともと商工業化のあまり進んでいなかった地方であった。たとえば内務省勸農局編『明治九年全国農産表』

によれば（表二・三七）、相模国の農産額は、穀作物を中心とした一人当たり普通農産額で全国平均をやや上回ったものの（二円六八銭九厘に対して四円九銭四厘）、商業作物を中心として特有農産額でこれを下回り（二円四三銭九厘に対して二円一八銭）、一人当たり生産額で全国平均を上回ったのは、繭（二六銭八厘に対して二九銭八厘）、生糸（二六銭七厘に対して四八銭二厘）、漆汁（二厘に対して二厘）、葉煙草（三銭一厘に対して一六銭七厘）のみであった。また、普通農産額についても、一人当たり米生産額が全国平均をはるかに下回り（二円七三銭に対して二円九二銭四厘）、これをカバーしたのは麦・大豆・雑穀・芋類などの畑作物であった。要するに明治初期のこの地方は、麦・雑穀を主体とした古くからの関東農村の特徴を、まだ多分に残していたといえるのである。

このような特徴は、前記武蔵国三郡を加えた現県域全体にも、ほぼそのまま当てはまった。たとえば『明治十一年全国農産表』によれば（表二・三八）、現県域内に属する地方が一人当たり生産量で全国平均を上回ったのは、麦・雑穀・芋類・繭・葉煙草の五品目のみであり、ほかは米・実綿・菜種・茶などの主要作物をはじめとして、いずれも全国平均を下回った。そして、



表2-37 日本全国および相模国農産額 1876(明治9)年

## (普通農産の部)

区 分	全 国			相 模 国		
	34,338,404人			372,250人		
人 口	総生産額(円)	千人当たり 生産額(円)	%	総生産額(円)	千人当たり 生産額(円)	%
米	93,746,261	2,730	74.0	716,119	1,924	47.0
麦	18,741,610	546	14.8	425,677	1,144	27.9
大豆	6,439,282	187	5.1	144,487	388	9.5
其他雑穀	5,050,530	147	4.0	193,605	520	12.7
芋類	2,699,057	79	2.1	44,115	118	2.9
計	126,676,740	3,689	100.0	1,524,003	4,094	100.0

## (特有農産の部)

実 綿	6,222,657	181	12.6	19,695	53	4.5
麻 類	936,879	27	1.9	183	0	0
繭	5,767,284	168	11.7	110,856	298	25.3
生 糸	9,181,511	267	18.5	179,330	482	40.8
藍, 紅 花	2,487,355	72	5.0	—	0	0
菌	56,828	2	0.1	—	0	0
和 紙 原 料	4,386,756	128	8.9	—	0	0
和 紙	593,354	17	1.2	168	0	0
生 蠟	474,910	14	1.0	—	0	0
漆 汁	37,792	1	0.05	709	2	0.2
茶	2,700,146	79	5.5	9,436	25	2.1
葉 煙 草	1,074,546	31	2.1	62,144	167	14.1
菜 種	6,311,527	184	12.8	54,974	148	12.5
甘 蔗	3,638,753	106	7.4	—	0	0
蜂 蜜	25,658	1	0.05	—	0	0
果 実	97,155	3	0.2	—	0	0
食 塩	3,281,334	96	6.7	387	1	0.1
海 産 物	1,782,026	52	3.6	860	2	0.2
そ の 他 (人参, 椎茸, 粉こんにゃく)	348,800	10	0.7	589	2	0.2
計	49,405,271	1,439	100.0	439,331	1,180	100.0

注 1. 内務省勸農局『明治9年全国農産表』および人口については太政官統計院『統計年鑑』(第1回, 明治15年3月刊)により作成。

2. 表中・印は, 全国水準を上回るものである。

表2-38 人口千人当たり田畑面積・生産額等

区分	1878 (明治11) 年		1887 (明治20) 年		1897 (明治30) 年		1907 (明治40) 年		1917 (大正6) 年	
	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川	全 国	神 奈 川
田 畑	—	—	68.6町	34.5町	63.3町	26.8町	58.4町	21.3町	53.2町	17.5町
面 積	—	—	49.3町	67.4町	52.6町	56.0町	53.0町	42.8町	52.5町	41.4町
米	706.8石	475.9石	1,023.8石	527.7石	764.3石	323.9石	1,004.8石	319.3石	968.6石	310.8石
麦	263.1石	497.4石	405.0石	601.1石	416.5石	480.0石	454.1石	489.6石	428.7石	456.1石
穀	133.6石	346.7石	217.4石	444.7石	189.0石	208.5石	220.4石	274.9石	185.2石	157.8石
雑 芋	6,487.6石	7,094.1石	15,089.3石	11,890.4石	16,676.8石	11,814.3石	21,991.0石	28,509.7石	23,891.2石	19,968.7石
類	399.1石	171.6石	586.1石	168.6石	169.0石	27.4石	29.2石	1.2石	12.9石	3.3石
綿	34.6石	30.7石	29.6石	24.0石	23.4石	9.8石	21.7石	10.0石	16.6石	6.3石
種 草	114.1石	254.5石	155.3石	349.4石	205.2石	710.7石	248.7石	584.1石	194.5石	453.6石
煙 草	535.1斤	558.0斤	31.3石	55.1石	49.1石	73.9石	70.8石	67.9石	113.1石	100.6石
生 糸	10.1石	6.1石	26.7石	37.4石	50.1石	41.1石	66.1石	55.9石	137.0石	74.3石
茶	76.9石	11.6石	182.0石	21.9石	195.9石	11.1石	150.9石	9.1石	187.0石	17.9石
実 物	—	—	—	—	—	—	2,406.2石	3,126.9石	2,615.0石	3,335.9石
牛 産 物	—	—	—	777.3円	1,412.9円	1,468.2円	1,287.5円	1,942.7円	1,500.7円	2,918.7円
牛 馬	—	—	21.1頭	2.4頭	28.1頭	5.3頭	25.3頭	5.4頭	23.2頭	5.3頭
豚	—	—	39.4頭	13.4頭	36.8頭	10.2頭	30.6頭	7.2頭	27.7頭	6.8頭
鶏	—	—	1.1頭	0.9頭	—	—	6.5頭	10.9頭	6.4頭	18.1頭
鶺鴒	—	—	—	—	—	—	382.0羽	208.3羽	445.4羽	249.9羽
乳	—	—	—	2.7石	—	4.0石	6.7羽	5.1羽	6.6羽	5.3羽

農務省の統計表より作成

注 1 「明治11年全国農産表」「明治12年1月1日調査 日本全国郡区分人口表」「日本帝国統計年鑑」「農商務統計表」および「神奈川県統計書」により作成。  
 2 表中の神奈川県には多摩郡がふくまれていない。  
 3 表中・印は全国水準を上回るものである。

生糸も生産量の少ない武蔵国三郡が加わると、全国水準を下回ったのであった(二〇・一匁に対して六・一匁)。こうした点からすれば当時この地方は、製糸地帯というよりむしろ養蚕地帯の色彩が強かったといわなければならないのである。

しかし、このような後進的な特徴は、明治十年代を通じ、海外貿易と横浜港の発展によって、急速に変化しはじめた。わが国最初の鉄道によって首都と結ばれ、出入国と海外貿易の玄関となった横浜は、その商業活動を通じて人口流入の強い磁石となった。そして、一八七八(明治十二)年七月公布の「郡区町村編成法」によって、久良岐郡から分立して横浜区となり、また、一八八九年四月には、「市制・町村制の施行」によって横浜市に昇格した。そして、その人口も、一八七九年一月一日現在の四万六一八七人から、一八八七年十二月末には一四九八一人と急増し、県内郡区中の筆頭となったのである。

このような横浜の成長とその基礎となった海外貿易の発展は、周辺地域に新しい変化を呼びおこした。まず、横浜とこれに隣接する久良岐・都筑・橋樹郡などでは、居留外国人や貿易関係の各種の需要をみたす、零細な雑工業(印刷・製靴・マッチ・石けん・煉瓦石・七宝・茶箱製造・花火・製米・製粉・ビールなど)が簇生した。また、輸出品の中枢を占めた生糸貿易の発展は、高座・津久井・愛甲・都筑など内陸地方の製糸業を刺激し、その生産量を著しく増大させた。その結果、一八八七年の県内一人当たり生糸生産量は、一八七八年の六倍強(六・一匁から三七・四匁)となり、全国平均(一人当たり二六・七匁)をはるかに凌ぐことになったのである。また、絹織物・綿織物やその原料糸の製造(撚糸業)も、愛甲郡(撚糸・絹織・綿織・絹綿交織)・津久井郡(撚糸・絹織)・高座郡(絹織・綿織)・足柄下郡(綿織)などで進み、津久井郡中野村(現在 津久井町中野)、同川尻村(現在 城山町川尻)、高座郡上溝村(現在 相模原市上溝)、愛甲郡荻野村(現在 厚木市荻野)、同半原村(現在 愛川町半原)などに、繭・生糸・織物などの定期市が相ついで出現した。また大住・足柄上郡を中心に、以前から行われてきた煙草製造業もさらに発展し、二十年代初頭には人力から水力への切換えも進むことになったのである。

## 二 製糸・繭糸および織物業の発展

**製糸業** 先にふれたように明治十年代初頭の神奈川県（ただし、多摩郡を除く）は、一人当たりの繭生産量で全国平均を  
**勅興** 上回ったが、生糸はこれを下回り、八王子周辺地域に原料繭を供給する繭生産地帯の色彩が強かった。しか

し、横浜の生糸貿易の発展は、この地方に大きな影響を及ぼし、明治十年代を通じて、その生産量を飛躍的に増加させた。いまその推移を見れば表二・三九の通りであり、一八八七年の生産量は一八七八年の七・七倍に増加した。なかでも津久井郡の増加率は約三六倍にもほり、愛甲・高座を加えた三郡で、総生産量の九三割余を占めることになった。また、占有率の点ではまだ微小とはいえ、大住郡・足柄上郡もかなり高い増加率を示し、三郡から周辺地域への外延的拡大も始動しはじめていた。

しかし、この時期の県内製糸業は、まだ座繰ざぐるま方式による家内工業が支配的であった。たとえば一八八六（明治十九）年四月の津久井郡川尻村の資料（表二・四〇）によれば、蚕糸関係戸数三四四戸のうち三分の二以上に当たる二五四戸が、養蚕・製糸を兼営し、専業経営はそれぞれ五戸と五九戸にすぎなかった。一八八六年の川尻村総戸数はつまびらかでないが、『築井文化』第五号（昭和四十二年三月 津久井郷土研究会）所収の「城山町歴史年表」によれば、一八七六年 四一四戸（「租税及諸費取立帳」、一八八九年 四一九戸（八木七之助筆記）となっているので、一八八六年のそれもほぼ四一五戸前後とみてさしつかえないであろう。とすれば当時この村では、総戸数の約八三割（三四四戸）が蚕糸関係の営業（おそらく農間余業）に従事し、更にその三分の二以上（総戸数の約六一）割が、養蚕・製糸の兼業経営だったということができるのである。

このような数字は、自家製の繭を自家で繰糸する、零細な家内工業の広汎はんな存在を推測させる。また、製糸戸数が三二〇戸

表2-39 明治10年(1877)代の製糸業の発展

年	三浦		鎌倉		倉高		高座		津久井		愛甲		大住		澁		總計
	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	
1878	0.0	0.0	86.1	2.5	1,238.6	35.7	341.4	9.8	1,074.6	30.9	18.2	0.5	13.8	0.4			
1887	0.0	0.0	287.0	1.1	7,124.0	26.4	12,408.0	46.0	5,628.0	20.8	211.0	0.8	27.0	0.1			
年	足柄上	足柄下	久良岐	都筑	橋樹	横浜											
	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	実数	比率%	
1878	0.6	0.0	12.2	0.4	0.0	0.0	562.7	16.2	124.9	3.6	0.0	0.0	3,473.1	100			
1887	96.0	0.3	10.0	0.0	0.0	0.0	1,020.0	3.8	180.0	0.7	0.0	0.0	26,991.0	100			

注 「明治11年全国農産表」および「明治20年神奈川県統計書」により作成。ただし「全国農産表」では斤数で表示されているが、1斤=160匁で換算した。

(蚕糸関係戸数の九三割、総戸数の七七割)にのぼったという事実も、その大部分が小農民の農間余業だったことを示すものといえよう。なお、前記梶野家資料にはこのほか、小倉村・鳥屋村・中野村・三ヶ木村の分がふくまれているが、その従業様式はいずれも川尻村のそれと大同小異であった。

しかし、このような農間余業の広汎な存在のなかで、周辺の農家の子女を雇用する作業所もあらわれはじめていた。『明治十四年神奈川県統計表』に始まり、一八八四(明治十七)年以降は毎年刊行された県統計書には、『大正二年神奈川県統計書』まで、県内の主な企業名が記載されている。それによれば現県域内の各地には、明治十年代から二十年代初頭にかけて、

表2-40 津久井郡川尻村蚕糸営業種目および戸数(1886年)

養 蚕	製 糸	繭糸売買	蚕種製造	蚕種売買	繭糸売買 付 属	戸 数
○						5
	○					59
○	○					233
○	○	○				18
○	○	○		○		1
○	○		○			1
○	○		○	○		1
		○		○		13
					○	1
		○				5
	○	○				7
259戸	320戸	39戸	2戸	3戸	5戸	
営業延戸数 628戸						営業実戸数 344戸

注 「明治19年4月20日 蚕糸業目及人名取調 津久井郡川尻村」(津久井町 梶野中家文書) により作成。○印は従事している業目を示す。

次のような製糸場が現われていた(表二一四一)。  
 いずれも数人から数十人の労働者を雇い、改良座  
 線ないし簡単な器械設備を備えた、手工業的な作業  
 所(マニユファクトリー)と考えることができよう。  
 所在地のうち高座・愛甲・津久井の三郡は、前述の  
 ように一八八七年の県内(多摩郡を除く)生糸生産  
 量の九三割余を占めた地域であり、また、大住・足柄  
 上郡は急速に生産量を伸ばし始めた地域であった。  
 いいかえればこれらの地域では、十年代を通じる小  
 農民的製糸業の普及のなかで、こうした作業所経営  
 もいくつか出現しはじめていたといえることができる  
 のである。

ところで表二一四一によれば津久井郡には、三ヶ  
 木村と根小屋村に斎藤六兵衛製糸場と久保田製糸場  
 がそれぞれ現われているが、比較的資料が整ってい  
 るのは後者である。それによれば経営者の久保田  
 (喜右衛門)家は、江戸時代初期から同郡串川沿い

表2-41 明治10年(1877)代—20年代における製糸場

名	称	所 在 地	設 立 年 月	資 本 金	従 業 者
新 進	社	高座郡大沢村大島	1886年7月	2,000 円	34.5 人
光 明	社	同 郡座間村座間	1890年7月	1,000	25.5
武 相 製 糸 場	株 社	同 郡鼓瀬村深谷	『明治24年統計書』に収載	600	4.9
川 崎 製 糸 場	場	同 郡寒川村一之宮	同 上	2,500	5.0
比 々 多 製 糸 場	場	大住郡比々多村三ノ宮	『明治22年統計書』の収載	2,000	4.2
相 原 工 場	場	足柄上郡中村田中	同 上	1,000	14.3
甘 利 器 械 製 糸 場	場	愛甲郡愛川村半原	1890年6月	6,000	26.3
齋 藤 六 兵 衛 製 糸 場	場	津久井郡三ヶ木村	『明治14年統計書』に収載	不 明	年間延 5,185
久 保 田 製 糸 場	場	津久井郡根小屋村	『明治21年統計書』に収載	3,500	53.4

の山間部に居住し、山林経営と木材・薪炭などの江戸売りのほか、後期以降、絹の買継ぎや醸造などによって蓄積を進めた地主・問屋商人であった。そして、明治初期からは、八王子・日本橋・京橋・神田などに相ついで店舗を設け、絹織物の直売に従事するとともに、十年代には居宅前の串川沿いに作業所を設け、水車動力による製糸場経営に着手することになったのである。その作業状況は、一八八八年以降、『生糸検査帳』(『資料編』17 近代・現代(7) 君一君)のなかに、各人の生産量のほか、糸目の出かた、糸の太さ(デニール)、光沢などにわたって、日計のかたちで詳しく記帳されている。それによれば繰糸に従事したのはすべて婦女子(おそらく近隣の農家の)で、賃金は出来高制に賞罰制(糸目・デニール・光沢による)を加味したものであ

た。生産量は一八九〇年の場合、四月二十一日から十二月十日までで二六三貫六八五匁三分にのぼった。『第六次農商務統計表』（明治二十四年十二月刊）によれば、神奈川県における一八九〇年の器械生糸平均相場は、一〇〇斤当たり六九一円だったので、右の生産量はおよそ一万一三八八円、当時の県内平均米価で換算すれば、約一二六一石余の米に相当したものである。なお、前記『第六次農商務統計表』には、一八九〇年現在の同製糸所の概況が掲載されているが、それによれば当時の規模は、資本金三五〇〇円、株主九人、職工六五人、水車一（三馬力）、蒸気機関一（一五馬力）であった。しかし、それでもなおその生産量は、一八八七年の津久井郡生糸生産量（一万二四〇八貫）の二割程度にすぎず、農間余業的製糸業をおびやかすには程遠い存在であった。いずれにしても当時の県内製糸業は、大部分小農民の農間余業的な労働によってささえられていたとみてさしつかえないのである。なお、一八八六年に設立された高座郡の漸進社は、主に周辺農民の座繰糸の仕上げ（揚返し）や共同出荷のために設けられたもので、繰糸を目的としたものではなかった。同郡座間村の光明社も、おそらく同種のものとおもわれる。明治十年代は輸入防退、輸出増進のために勸業博覧会や共進会がさかんに開催された時期であった。製糸業の分野でも粗製濫造の防止と糸質改良のため、糸繭共進会（第一回横浜 一八七九年）や品評会が各地で開催され、県内でも八王子に、一八八三年六月、武相蚕糸改良協会が設立された。右の漸進社や光明社は、このような環境のなかで共同揚返所を設け、周辺農家で生産された座繰糸の改良を進めたのであった。

#### 撚糸・織物

#### 業の発展

製糸業の勃興と工程の改良が進むなかで、愛甲郡・津久井郡などで江戸時代から行われてきた撚糸業や織物業も発展の気運を迎えた。半原撚糸協同組合編『半原撚糸のあゆみ』（昭和四十七年）によれば、山間部のこの地方は江戸時代初期からの蚕場で、農間には婦女子の製糸が行われてきたが、中期以後は紬（川和繭）その他の着尺織物の生産が始まり、また、文化・文政期には撚糸を原糸とする博多織の技術と八丁式撚糸器が桐生から導入された。なかでも撚糸業は、



近隣の八王子市場や渋谷の適当な湿気と水力に恵まれて、次第に発展し、天保期には八軒の業者を数え、嘉永期には水車動力も利用するようになったといわれている。

明治前期の様相はつまびらかでないが、旧幕時代からの蚕糸・織物業や撚糸業の発展が進んでいたことは、残存資料による程度うかがうことができる。たとえば明治五年（一八七二）一月の「半原村明細書上帳」（愛川町 新井義家文書）には、「農間蚕織物之儀は太織縞織申候」とあるし、また、『皇国地誌』には隣村の田代村や三増村の部に、次のような物産が書き上げられている（一八七六年一月一日調）。

## 田代村

生糸 四二貫匁（一六八〇円）

絣糸 一五貫匁（一五〇円）

繭 一三五貫匁（六七五円）

木綿縫糸 五貫五〇〇匁（一一円）

木綿織糸 四貫匁（八円）

博多帯地 二五〇筋（二九〇円）

木綿織物 一八〇反（一三五円）

## 三増村

繭中等 四九二貫七五〇匁（一四七八円二五銭）

同下等 一九六貫四〇〇匁（四九一円）

大繭中等 四九貫二七五匁（一六四円二五銭）

- 同 下等 三九貫二八〇匁（九八匁二〇銭）
- 生糸上等 八八貫六九五匁（二五三四匁七〇銭五厘）
- 同 中等 二三貫五六八匁（六三六匁九六銭四厘）
- 熨斗糸 三二貫四九三匁（二七〇匁七六銭七厘）
- 玉糸上等 一二貫三一八匁（一五三匁九五銭三厘）
- 同 中等 八貫六四二匁（一〇八匁二銭五厘）
- 皮剝糸 五貫六一三匁（一四匁三銭五厘）
- 木綿織物 三五〇反（二六二匁五〇銭）
- 熨斗糸織物 五〇反（七五匁）

他方、明治十年代から二十年代初頭の現地資料のなかには、「紡績水車設置願」や水車設置にともなう隣人への念書、「糸より屋敷借用証」など、撚糸関係の資料もいくつか残存している。このうち、「紡績水車設置願」は、撚糸用水車設置のための水路新設と水利用の許可を県に願いでたものであり、また、隣人への念書は、隣人の水利を侵さないことを誓った誓約書であった。後者の内容は『資料編』17 近代・現代(7) 畜にも収録されているので、ここでは、前者の例を紹介してみたいとおもう。

紡績水車設置願

字馬渡

三十七番民有地第一種

宅地反別七畝拾八歩ノ内 相模国愛甲郡愛川村半原

一紡績水車場 碓箇所 願人 大貫作右衛門

此水車 轆轤 差渡八尺

但水路樋口 豎五寸 平常水深四寸  
横六寸

此紡績器械三組

右者馬渡沢水ヲ引用キ水車設置仕度、尤該流ハ本村半原字馬渡山ヨリ流出シ、同字ニ於テ中津川砂礫中ニ注入スルモノニシテ、村内ハ勿論、水下村方ニ於テ故障筋無御座候間、御許可相成度、連署ヲ以テ此段奉願候也

明治廿三年六月二日

神奈川県知事浅田徳則殿

農甲第四百六十七号

書面願之趣聞届候事

明治二十三年九月十二日

設置願人地主	大貫作右衛門
隣地々主	大貫海藏
水路関係地主	大貫作兵衛
同	小林千代松
愛川村長	新井定兵衛

神奈川県知事浅田徳則殿

右によればその設備は、水車一輛に撚糸器三組を連結して作業を行うものであった。当時の「糸より屋借用証」や「金子借用証」によれば、撚屋の規模は間口二間半（約四・五尺）、奥行四間程度のもが多く、撚糸器はいずれも八丁式であった。また水車の直径は次第に大きくなり、明治三十年代には九尺五寸（約二・九尺）、大正期には一丈二尺（約三・六尺）の大型のものもあらわれた。操車法は当初平坦地の流水を利用した「腰かけ」が主であったが、後には立地上「上げけ」のものもあらわれた。

他方、経営形態は江戸時代から「糸屋と賃撚り屋の二つのかたち」をとり、自己の原料にみずから加工し販売するという業者はきわめて少なかった（前掲『半原撚糸のあゆみ』）。このことは明治期においても同様であり、当時の資料もこうした経営形態が根強く存続したことを示している。表二―四二は明治二十年代初頭に作成された糸屋の手控え（「撚糸控」）を整理したものであるが、この場合も撚加工はすべて賃撚りのかたちをとり、原糸の種類と重量、撚加工の種類に応じて一定の工賃が賃撚人に支払われている。帳末の書き込みによれば、この賃撚人は糸屋の借家人だったようであり、年末の支払工賃二円四四銭九厘のうち、四四銭九厘が十二月分の家賃として徴収され、「差引金五銭一厘家賃不足」と記入されている。半原撚糸協同組合編『半原撚糸のあゆみ』によれば、一般に糸屋は、こうした賃撚人を数軒ないし十数軒かかえ、両者の関係も「親方、子方の関係」が強かった。また「糸屋は、原料となる武相産生糸を、八王子・厚木・上溝・原町田・中野などの市へでかけ、現金取引で買いつけ……それを自家工場で加工するとともに、賃撚り屋に撚らせ、撚り糸、練り糸として需要地に出荷」した。右の糸屋の場合にも、たとえば「明治廿六年生糸仕入帳」には、「六月廿五日厚木市仕入、七月一日厚木市仕入、七月五日厚木市仕入、七月七日川和市仕入」等の記述が随所に見受けられる。いずれにしても当時の撚糸業は、こうした糸屋と賃撚人による、問屋制家内工業のかたちをとって発展を続けたと考えることができるのである。

表2-42 賃燃りと工賃 (1888年9月-12月)-愛川町半原の一例-

原 糸 種 別	目 方	発注月日	納品月日	燃造種別	燃造単価 (100匁)	工 賃	支払日	支払金額
提 同	糸 上 430匁	9. 17	9. 23	2 本 擦 下	12銭	51銭 6 厘		
提 同	糸 上 425匁	9. 22	9. 27	2 本 立	11銭	46銭 7 厘		
提 同	糸 上 600匁	9. 25	9. 27	2 本 立	10銭	60銭	9. 27	98銭 3 厘
提 同	糸 上 525匁	9. 27	10. 7 10. 10	2 本 擦 下	11銭	57銭 7 厘		
提 同	糸 上 530匁	10. 7	10. 13	同 上	同 上	58銭 3 厘		
提 同	糸 上 675匁	10. 11	10. 23	同 上	同 上	74銭 2 厘	10. 11	1円
提 同	糸 上 725匁	10. 16	10. 27	2 本 立	5 銭	36銭 2 厘	10. 11	1円50銭2厘
提 同	糸 上 630匁	10. 22	10. 30	2 本 立	10銭	63銭		
提 同	糸 上 385匁	10. 27	記載 欠	同 上	8 銭	30銭 8 厘		
提 同	糸 上 985匁	10. 29	同 上	1 本 擦 下	8 銭	78銭 8 厘		
提 同	糸 上 965匁	11. 2	記 載 欠	1 本 擦 下	5銭7厘1毛	55銭 1 厘	11. 3	1円78銭
提 同	糸 上 805匁	11. 7	同 上	打 合 立	4 銭	32銭 2 厘		
提 同	糸 上 445匁	11. 9	同 上	同 上	10銭	44銭 5 厘		
提 同	糸 上 565匁	11. 13	同 上	2 本 立	10銭	56銭 5 厘		
提 同	糸 上 390匁	11. 16	同 上	打 合 立	4 銭	15銭 6 厘		

提	糸	635匁	同	上	同	上	8 銭	50 銭 8 匁		
嶋	糸	140匁	11.20	上	1 本	片	10 銭	14 銭		
提	糸	595匁	同	上	2 本	立	10 銭	59 銭 5 匁		
同	糸	720匁	11.26	上	同	上	8 銭	57 銭 6 匁		
提	糸	370匁	12. 6	欠	3 本	立	8 銭	29 銭 6 匁	11.29	3 円59 銭
同	糸	420匁	12. 7	上	2 本	立	8 銭	33 銭 6 匁		
嶋	糸	525匁	12.13	上	2 本	立	5 銭	26 銭 2 匁		
同	糸	907匁	12.16	上	2 本	立	同	45 銭 3 匁	12.19	20 銭
提	糸	145匁	12.22	欠	4 本	本	8 銭	11 銭 6 匁		
同	糸	475匁	12.23	上	打	合	同	38 銭		
嶋	糸	460匁	12.25	上	同	上	5 銭	23 銭		
合	計	提糸 8570匁 嶋田糸 5902匁						11 円50 銭4 匁	12.30	2 円44 銭9 匁 11 円50 銭4 匁

三 煙草製造業

秦野煙草  
の 発 展

すでにふれたように『明治九年全国農産表』によれば、当時の相模国は葉煙草の一人当たり生産額において、全国平均の五倍以上の実績をあげていた。その理由はいうまでもなく同国中部の秦野地方が、江戸時代以来、

表2-43 葉煙草生産高

年	全 国			神 奈 川 県		
	総 高	指 数	千人当 たり 生産高	総 高	指 数	千人当 たり 生産高
1878	4,082,976	100	114.1	144,703	100	254.5
1887	6,068,422	149	155.3	252,123	174	349.4
1897	8,871,370	217	205.2	633,799	438	710.7

注 1878年は「全国農産表」。他は「神奈川県統計書」「日本帝国統計年鑑」により作成。  
1878年の生産高は1斤=160匁で貫高に換算した。

表2-44 足柄上郡東部の煙草収穫・製造・販売概況

町 村 名	植付反別	通例 <sup>1</sup> 反歩 収穫	1885年収穫高	自用高
篠 窪 村	90	24.000	2,237.0	11.0
山 田 村	121	24.000	2,670.0	26.0
栃 窪 村	54	28.000	1,503.0	6.0
柳 村	53	23.000	1,267.0	5.0
赤 田 村	68	24.000	1,624.0	10.0
高 尾 村	19	20.000	378.0	5.0

  

町 村 名	他管 <sup>2</sup> 輸入高	村内製造高	管外輸出高	備 考
篠 窪 村	800.0	1,120.0	3,026.0	横浜, 横須賀
山 田 村	1,220.0	1,388.0	3,864.0	横浜 同上
栃 窪 村	875.0	1,250.0	2,372.0	同上 同上
柳 村	—	—	1,262.0	
赤 田 村	40.0	—	1,654.0	横浜
高 尾 村	40.0	300.0	413.0	同上

『資料編』17近代・有力な煙草生産地となっていたからであった。『神奈川県統計書』、『日本帝国統計年鑑』などの統計書によれば、同地方の葉煙草の生産は、その後も表二・四三のように、全国の伸び率をはるかに上回るテンポで増加した。そして、これにともなって刻み煙草の加工業も、さらに発展することになったのである。